

土木森林環境委員会会議録

日時 平成23年12月12日(月) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後5時11分

場所 第一委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 桜本 広樹
委員 前島 茂松 武川 勉 望月 清賢 石井 脩徳
仁ノ平尚子 土橋 亨 望月 利樹

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 酒谷 幸彦	県土整備部理事 山本 力
県土整備部次長 末木 正文	県土整備部技監 上田 仁
総括技術審査監 小池 雄二	県土整備総務課長 秋山 孝
美しい県土づくり推進室長 山口 雅典	建設業対策室長補佐 渡辺 真太郎
用地課長 市川 正安	技術管理課長 内田 稔邦
道路整備課長 大久保勝徳	高速道路推進室長 三浦 市郎
道路管理課長 丸山 正視	治水課長 井上 和司
砂防課長 中嶋 晴彦	都市計画課長 市川 成人
下水道課長 小池 厚	建築住宅課長 松永 久士
営繕課長 和田 健一	

議題 (付託案件)

第111号 変更契約締結の件
第118号 県道の路線の変更の件

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
第111号議案については、採決の結果、附帯決議を付すことに決定した。

審査の概要 午前10時01分から午後5時11分まで県土整備部関係(午前10時03分から午前10時05分まで、午前10時54分から午前10時55分まで、午前10時57分から午前11時02分まで、午前11時49分から午後1時30分まで、午後1時39分から午後1時43分まで、午後1時57分から午後4時27分まで、午後4時36分から午後4時41分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第111号 変更契約締結の件

質疑

前島委員

先週から皆さんが議論をしている。議事進行を含めてちょっと提案をしたいと思いますが、問題は、追加は二千余万円の追加があったと。そのことについて、大きく設計変更に基づくものではないということ。問題は、仕様書だとか、それから今の業務報告書だとか、それからそれぞれの手続については、マニュアルに沿ってきちんと県がやっているわけですから、それはわかっているんです。ただ、その多くが数量の拾い出しが正確であったかないか、そのことについての妥当性ということ、皆さんが質疑をされているように思います。そういう点を少しやりとりして、理解を得ていくということで進めていくべきではないのかなど。大幅な設計変更でなくて、数量の拾い出しがやっぱり正確でなかったことで、追加が生じているという流れではないかなど、私は見えています。

だから、その辺を委員長にお取り計らいをしていただいて、それを質疑の中心に進めていったらどうだろうか。説明とか、専門的なことですか、大体、仕様書だとか、いわゆる工事記録だとか、それはみんなマニュアルに沿ってきちんとやっておられる。それは理解していますので、その辺をぜひ。先週見ていると、とてもそれは拾い出しが難しいのか、なかったのか、拾い出しができそうなものではないのかというところの妥当性の議論を、皆さん方がしているという感じですから、よろしくお願いします。

(休憩)

白壁委員長

ただいま、前島議員から議事進行の動議及び意見が寄せられたところでございます。数量だけじゃなくて、構造の変更的なところも加味した中での進行とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入りたいと思います。

桜本副委員長

先ほどの説明の打ち合わせ記録簿の12ページ、修正した設計工程表をお送りしますということで、ここに判定会業務というものが出てきているのですが、それを不要にするために、11月初旬までに前倒しをしてくださという表記になっているのですが、この構造的に難しい建物でありながら、判定会議が不要になるために11月初旬までに前倒しする必要があったんですか。その判定会議というものが出ていますが、判定会議がどういうものかを含めて御説明願えますか。

和田宮繕課長

この判定会といいますのは、耐震設計にかかわるものでございまして、耐震診断をいたします。そして、I sと言われている数値が低い場合には耐震補強が必要になります。そうすると、今度は耐震補強の工事の設計をいたします。どこに壁を入れる、どういうところを補強するか。その考え方に基づいて設計をなされたものを第三者の委員さん方、山梨県で言いますと設計事務所協会にその組織があるんですが、その考えた方法がこれで正しいのかどうなのかというものを専門的に判定してくれる部署です。そこに当初の考えでは持って行って、判定会を開催しなければ次の工事のステップには行けないということで、その判定会にかかるまでの時間が長くなると予想しましたので、当初の設計で

は翌年のほうへ送っていたのですけれども、この建物が、先ほど一度説明させていただきました、建築基準法の適用除外、これは建築基準法の第3条に規定がございまして、文化財はこの法律の適用はしなくてよい。ただし、特定行政庁が認めた場合に限るということで、ただ文化財になっただけではだめなんです。

この県庁のある場所の建築関係の行政は、甲府市が担ってございます。ですから、甲府市が建築主事を置いた特定行政庁になってございまして、その特定行政庁が建築基準法の適用を除外できるという判定を下したのがために、その部分が判定会に持ち込まなくてよいという話になりまして、期間が短くなったということでございます。以上です。

石井委員

9日に現地を調査させていただきました。調査の中でいろいろ、昭和3年の施工時に苦労した、そんな状況もうかがえました。例えば、壁や柱については型枠なんかも1枚の板を張り合わせてつくって、おそらく細い番線で縛って固定してコンクリートを打ったんじゃないかと、そんな想像もされたり、また、密度を高めるために、棒で突ついたりたたいたりというようなことまで想像されました。そして今日に至っているわけですが、もう八十余年がたっていて、今回、ここで文化財の指定を受けたということでもあります。

しかし、先ほど来、いろいろと詳細にわたって話し合いもされてきております。設計者、また執行部の御苦労もうかがえるわけでございます。ここに過日、変更の打ち合わせ表をいただいたのですが、例えば1番の小屋周りのトラスについても、点検口があるにもかかわらず1カ所調査して、想像の中で設計が組まれたというような話も聞いたわけです。それから、タイルについても、手の届くところ、あるいは上部のところでもはしごをかけて1枚か2枚、各面を外しながらすれば、ある程度の想像がついたのではないかと思います。三百万円余の予算が変更されるということになっています。

それから、アルミサッシですけれども、現状のものを取りかえるについては、ある程度は補強して固定しなければならないということを考えますと、たしか壊してみても補強鉄筋を入れなければならないというようなこともあったかもしれないですが、想像の中では、多少の変更すべき点も設計の中で取り入れられたのではないかとも思うところがございます。

数量については多少の前後はあるにしても、普通、コンクリート工事をやる場合は、割増といいますか、損失する分を増量するような設計になっているのではないかと考えております。それがかわらなにかにつきましても、はしごをかける、あるいは高所作業車でちょっと点検すれば、不陸の様子、それから、下の母屋だとかそういったものがどうなっているかという想像も外観でもわかると思いますし、そしてまた、中に入ってそれを確認するというこのことの中では、ある程度、ブレース等の工事もされたようではございますけれども、溶接だとかそういうことができないということで、そういった変更もあったかとは思いますが、そういった点もちょっとこの設計の中で見過ごしたところがあるのではないかなとも思います。

それから、特に、その他のほうへ入りますと、床の材料だとか内装、それから家具やカーテン、ほかにユニット工事というようなものも500万もの計上があります。こういったことを考えますと、何か期間が1年以上ある中で、非常にこれだけの詳細な話をしながらも、これだけの大きい2,500万余の変更が出てくるというのは、私どもでも非常に理解しにくいところでもあります。特に経費等も予算計上されておるとは思いますが、そういったことを考えますと、今回の変更は非常に重く受けとめなければならないし、中身は十分検

討して、県民の血税を使わせていただく。そしてこの昭和3年に建設されたものを継続していくという、これからこういう工事をやったら、さらに向こう何十年とこれを維持していかなければならない、あるいは管理していかなければならないことを考えますと、ここでまた真剣に考えていかなければならないとは思いますが。

それと、もう1点、設計者の考え方というものはどこにあったのか。たしかこの間の資料でも目視あるいは測定、それから、打診というふうに分かれています。そういったことの中でもいろいろと慎重にやってきたとは思いますが、その点で設計者と、また執行部の指導的立場というものが一体化していかなければならないのですけれども、そういったものがどうだったのかなど、もう一度、考えさせられることがありました。現地を視察したり、そしてまたここで打ち合わせ等の記録の説明をいただきましたが、ちょっとそんな点がまだ理解しきれないような気がしております。

そういった点で、もうちょっと皆さん方の意見も聞きながら、このことについて議論を交わしたらいいのではないかと思っているところでございますが、委員長にもよろしく計らいをお願いします。

和田宮繕課長

現場に行っていたきながら、いろいろ説明をさせていただきました。言葉で説明する専門的な言葉よりも、内容を見ていただいたとおりでございましたが、委員の説明にございましたように、83年のこの建物につきましては非常に年数がたっている建物であるわけですし、その過程で修繕記録等が余りしていないということで、このような事態が発生しているわけです。確かに文化財として活用していかなければならない建物であるという認識はかなり強く持っていたとは考えておりますが、今の状況で鉄骨材、あるいはタイル、ひさしのかかわらといったものが、いわゆる建築の改修工事の考え方プラス文化財として保存していくときの、その昭和3年の材料としての価値というか、工事の工法がどういうものだったかということも思い描けるような設計をすべきであったかとは私も感じているところでございます。

ですから、こういう状況の中で、慎重にいろいろなところの調査を行い、狂いのないような数量に、拾い落としがないようにしておくべきだったと言われますと、いろいろな考え方はございますけれども、そのような重要なものであるという認識の中では、もう少し詳細な調査ができていたらなどと考えております。以上でございます。

土橋委員

この設計につきましては、契約5億2,000万余だと思えます。恐らく予定価格があったと思えますけれども、その何%であったか、そしてまた、その差金というものが今回の変更は何らかの形で響いてはいないか。業者が落札した場合は、この5億2,000万でできますという形の中で恐らく落札されたと思うときに、やはりこの差額金というものはどこでどういうふうに考えていくのかということも思っています。その点については何かありますか。

和田宮繕課長

工事の契約の関係でございまして、設計金額は税込みで6億5,047万5,000円でございます。請負金額につきましては、5億2,046万4,000円で、落札率は80%でございます。

それから、工事の差金関係につきましては、予算の関係からいたしますと、残額として処理されているというふうに承知しております。

土橋委員

私、全く素人というか、今、石井委員が言った言葉の中にも不陸だとか、よ

く委員長の言っている言葉の中にも知らない言葉が今回の問題には出てきていますが、1つだけすごく感じるのが、例えば何かを、これからつくるのにどんなデザインで、どんなものを、どうやって幾らかけてつくるかというときに、設計会社が私にやらせてくれよと、こんなものどうですか、これがデザインのにもいいし、大体幾らの予算ができた、設計金額は幾らでできる、監理料も幾らでできると言う。全く初歩的な質問になって申しわけないですが、例えばこういうものができ上がったときに、設計料、幾らでやりますよってというのは、どういうところからその金額が出てきたんですか。

和田営繕課長 今回の設計委託料の内訳的な内容だと思います。これにつきましては、設計委託料につきまして、予定価格が3,102万1,500円ということで、この設計委託料の積み上げにつきましては、国のほうの基準に準拠いたしまして、山梨県で基準を設けております。もとは建築士法という法律の中で、設計事務所の業務報酬はこういう考えで出してくださいというものがあまして、それに基づいて国交省が作りしました。国交省の基準を準用して県が活用しますという中で、この3,100万円の内訳でございます。

改修工事の設計がおよそ2,100万円、それから耐震診断と耐震改修の設計が1,000万円ということで、この両方を合体させて、この仕事だけ、耐震診断だけ、耐震改修の設計だけで幾ら、改修工事、いわゆるリニューアルをする改修工事では幾らというふうなことで、根拠を持っている内容で積み上げた結果がこの内容でございます。基本的には改修工事の設計委託料の算出は、図面をどのぐらいかいていって、その枚数によって幾らかかるかというのが基本的な考え方です。以上です。

土橋委員 ということは、見た目でもともとの保存している図書もない中でこれを見た場合に、この大きさのものは3,100万円だよと。それを6社が入札をして、その中で一番安くて、この人がいいだろうということで決まったということですね。2,800万円。という考え方でいいんですか。

和田営繕課長 おっしゃるとおりでございます。

土橋委員 たまたまその設計会社の中へもぐったり、横から見たり、上から見たり、斜めから見たり、あちこちをやってみて、今回の予算が6億何がしという金額が出たけれど、工事会社のほうでそれをすべてやって5億2,000万でできることになったという形でいいですね。

和田営繕課長 そのとおりです。

土橋委員 一般的に見ると、ここまでやって、それがオーケーということを決めて、その設計会社がそういうものをつくった。それで、実際は6億かかるよというものが、うちでは5億2,000万でできるよというところが建設を請け負った。さっき石井委員の話の中で2,500万ぐらいの話が出ましたが、それがやってみたらこうだったから、このところでもまた、実際は三千何百万なんですよね。そのやっていく中で、これは取りかえなくてもいいから取りかえないという部分が約1,000万あった。それは議場の天井であったり、横壁の木であったりということで、実際かえないわけですから、予算に入っているにもかかわらず払う必要がないということは、三千何百万の追加が出たということですよ。

例えば自分の会社や自宅のことを考えると、夫婦でさんざん悩んで「あそこもだめだよ、お父さん」「ここも直してもらおうね」「何かあるといけないから耐震もしてもらおう」「これもしてもらおう」と。どこがどういう図面をつくって、どうやってくれるか。そうしたらいい会社が見つかって、ここが幾らでしてくれるよということで、なけなしの金をつくって、それでオーケー。どこかからもらってくる金でもないわけで、なけなしのお金をつくって、それでオーケーだということで、いざ工事が始まって、これだけ余計にくれよと言われてたら、普通は「おいおい、話が違うじゃないか」という話になりますよね。

委員会としても、例えば、「それを直せって言ったからしょうがない、しゃんしゃんしゃんでいいや」と、金曜日1日で委員会を終わってしまうわけにはいかなかった。だからもう1回よく見せてくれと。それで結論がつかないとしたら、月曜日に予備日があるからしっかりやるぞというのが委員長の考え方ですよね。いや、委員長の考え方というより、委員会の考え方として。無事、金曜日で終わってしまえばそれでよかったんだけど、やっぱりいろいろな意味で県民のことを考えたり、自分たちのことを考えたら、それだけふえたら、建築会社のほうもこのぐらいサービスでやれとか、このぐらいは少しくなったらどうだっていう話を、自分の家だったら絶対やりますよね。その辺については少しは安くならないのかとか、どうにかならないのかとか、ここまでやったのだから設計会社に1,000万の監理料を安くしてとか、そういうようなところへ少し踏み入れていってもいいような気が。

ずっと、全く素人の立場で言っています。それに対して実はこういうルールがあるんだということはあるかもしれないけれど、素人の立場で考えていると、専門用語がばんばん出てくる人たちが検査をしたり、予定を立てたり、図面をつくったりしてやってきたと思うから、三千何百万という追加を、委員会としてそんなに簡単に「そうですか、しょうがなかったね」というわけにはいかなかったのが今回だと思いますが、どうでしょうか。

和田 営繕課長

2つ質問の内容があったように考えておりますが、まず、工事価格6億で、設計を委託して、積み上げた金額が6億5,000万円。そのときのこのきょう現在の状況に陥っている変更が、その設計委託のときの調査によってはかからないのではないかと。2,500万円、あるいは3,500万円ふえた部分もかからないのではないかとというふうな質問だったのかなと考えておりますけれども、私はこう考えました。

設計委託のときに足場をかけて、屋根のかわらをはがし、あるいは小屋裏にたくさんのはしごをかけて調査をしますと、設計委託料の計算公式からいきまずと、特別調査という内容になってきます。その場合には、破壊試験をした後、また復旧するお金、それから足場をかけて、人員をかけて調査するお金、そういうふうなものかなりの額でかかってきます。いいかげんに設計したわけではなく、それなりの根拠がありまして、こういう設計の考えでいいという内容でやった結果がこれになっているわけですが、もう一つには、工事施工者が決まった段階で、工事施工者がみずからの責任においてこの建物が完全に長寿命、長期に使用することに耐えられる工事をしなければいけないという責任感があると思います。

ですから、仮に設計の内容で、ここまでの数量ですよと言って、あとは知りませんというふうなことでは、その請け負った責任というものが達成できません。ですから、その段階で、こちらの監督員と現場代理者がこの内容について、実際にはこの設計の内容ではこれだけのことしかうたわれておりませんが、ここまではやらないと雨漏りがいたします、材料的に長く使えません

等々の協議をさせていただきまして、変更になったということで、この設計時の調査費用と、それから請負さんがやる調査費用がダブルカウントになるということもございました。

ですから、これは私の考えですが、仮に100%の調査費を特別出して、そして完全な設計書をつくれれば、多分に今の金額と同じものが増額になっていただろうと私は考えています。そのようなことで、最初に投資をするか、後に投資をするかということですが、ただ、設計の考え方の問題でございますので、それにつきましてはこれまで説明してきたような状況でございます。

それから、民間の工事契約について、公共の工事契約と違うところ、確かに工事をやっていて既に契約された住宅の3,000万の建設費があったときに、大工さんが「このところをもう少しふやしたほうがいい建物になりますよ」という提案があったときに、「悪いね、それはそちらの努力でやってくれませんか」というふうなことを言うのは、これは住宅ばかりではなくて、民間の公共投資の建物もそうだと思います。しかし、今、私たちが工事をやっているのは公共の施設の整備でございます。契約約款の中で、請負者と発注者は対等な関係でなくてはならないということがございます。ですから、対等な契約でございますので、かかったものにつきましては支払いをしなければいけないと考えています。以上でございます。

桜本副委員長

私、今、びっくりしたんですが、当初かかるものよりも最終的に同じだったからいいんじゃないですかということはおかしいと思います。昭和3年の何もない、図面がないところで始まっていて、予算の盛り方っていうのは、何が起っても困るねという準備の中で発注するのが当然の公共物じゃありませんか。安全意識といった考えが全くないじゃないですか。今の課長の上司の方、今の課長の意見に対してどう思いますか。全くおかしいですよ。上司の方、だれか教えてください。

酒谷県土整備部長

今、営繕課長が答えたのは、我々、工事の施工をやっている中で、そういう基準がありまして、その基準どおりつくるということにおいては、まさにそのとおりであります。桜本委員が言われたことも、民間の発注ベースの中においてはあるのかなと思っておりますが、あくまでも公共事業を発注するときにおいては、営繕課長が言ったように、パートナーシップでやっております。お互い甲乙の関係というか、対等な立場でやっておりますので、契約の中でやっている。そういう中では、契約書の中で定めたとおりのことをやっているということでもあります。御理解をお願いしたいと思います。

桜本副委員長

そもそもおかしいのは、この仕様書の中に目視でもいいですよ、計測でもいいですよ、打診でもいいですよということはどこにも触れていないわけです。施工段階でも同様の調査を行うため、調査費用の二重計上になってここは困ると、この部分もどこにも触れていないわけです。要は、この仕様書が出てくるものと、最終的な県の工事の変更理由っていうのが、全く相いれない内容だからここまで話がごたごたしているわけです。この仕様書の中で、これこれこういうものだから、こういうふうに業者さん、入札のほうは頼むよということがあらかじめわかっているならば、ここまでのことはいいわけです。

しかも、先ほど説明していましたが、高所作業車というのが入っていますよね。そういった重機だっているじゃないですか。何でこういったものを生かしながら、今までの指摘のところまで調査しなかったんですか。

- 和田営繕課長 調査はしたと思います。リフターを使って高所を確認しながら。ただ、全面をやったかどうかという話だとは思いますが、建物の周りには木があったり、建物があって、全面とまではいかなかったと考えております。
調査の内容、それから、先ほど私がどちらを選ぶとかか……。
- 白壁委員長 一問一答で行きましょう。
- 和田営繕課長 はい。それでは以上です。
- 桜本副委員長 先ほど、公開の平等性ということの中で、この目視だとか、計測だとか、打診までとし、というようなことについてはどこで触れられているんですか。
- 和田営繕課長 全部が目視、打診というようなことでやっているわけではありません。例えば、この部屋の中を調査するとき、天井はどのような材料で、壁はどのような材料が使われているか、床はどのような材料が使われているか、これは建築の専門家が目視で材料の種別を確認して、それから部屋の大きさはどのぐらいなのか、柱の大きさはどのぐらいなのか、天井の高さはどのぐらいなのかにつきましては計測をして、窓の大きさはどのぐらいなのか、これも計測をいたします。そういうような状態で、すべて各部屋につきましては、廊下、それから部屋、仕上げ材料等につきましては、見て確認できるものはそういう状況でやっているということでございます。それ以外に不明なものについては、それなりの調査で確定をしていくという考えでございます。
- 桜本副委員長 それでは、仕様書の中で、おおむね（3）建設の条件として、工事費が11億4,000万円と出ておりますが、これは間違いございませんか。
- 和田営繕課長 予算ベースの金額と思います。
これは建築工事ばかりではなくて、機械工事、電気工事、それらのものが外構を含めまして、すべて入った金額が予算ベースでございます。以上です。
- 桜本副委員長 じゃあ、おおむねこの段階で、今回のこの部分の契約金額っていうのは、先ほどの6億5,400万円ということからスタートしているということでしょうか。
- 和田営繕課長 建築に関してはそうでございます。
- 望月（清）委員 きのうちからいろいろと質疑がございます。耐震化等の整備事業の一環という形の中での改修と聞いております。そういう中で、やはり仕様書に照らし合わせた設計がなされたのかどうなのか。仕様書をきちんと守らせて仕様書をつくらせたのかどうか。こういう観点の中で論議をされておりました。言うなれば、どちらかに瑕疵があるかと。設計者のほうでその発注側の意図に合わせた、それにそぐわないということがあったのかどうか。または、発注側も打ち合わせ事項がたくさんあります。二十幾つにわたってありますけれども、今回挙げられた5項目についての変更箇所の打ち合わせがどのようになっているのか。先ほどずっと説明していただきまして、全体によく打ち合わせはしてあるとは思いますが、この重要な5項目の箇所について打ち合わせをどのようにしたのか、まずお聞きします。

和田 営繕課長 当初に説明した内容につきましては、この打ち合わせ議事録等については設計事務所の業務委託に関するもので、先ほどの御質問の内容については県と請負者の間の協議内容になっていることですので、この内容はここでは提出してございません。

望月（清） 委員 そうなりますと、その前の段階から質疑をしていかなければいけないということになりますよね。重要文化財的な要素があるとか、昭和の建設物の大変な、貴重なものだということをおかんがみましても、この県議会議事堂というのが、いわゆる県政全般の審議をする場所である。こういうことから、これを改修していくということになると、それなりのきちんとした議論なり、説明、納得の行く形でこれがなされなければ、我々は何をしていいかわからない。営繕課でいろいろな形で、他の件の構造物も整備改修工事があると思うんですよね。そういう中で、我々の最も身近なこの議事堂をどのような形でやるかと、これは大きな関心があったと思うんです。

そういう中で、この仕様書に不備があったのかないのか。また、もし今になってこの箇所が足りなかったという点があれば、お聞かせいただきたいと思えます。

和田 営繕課長 仕様書の内容に不備があったとは考えてございません。以上です。

望月（清） 委員 仕様書に不備がないということであるならば、この仕様書に沿って設計会社がやったということですね。そのところで不備はないですか。

和田 営繕課長 はい。

望月（清） 委員 そうしますと、なぜこういった変更事項が出てきたか。先ほど部長も答弁されていましたが、部長の答弁の中では、設計にあったものを設計どおりにやったということですが、桜本委員が話したのは、さきの課長の答弁の中で、どっちにしても丁寧な設計をすればそのとき金がかかったと、丁寧な設計をしなかったら後でかかったという言い方がやはり納得できないということです。ですから、そういうことからして、それらがきちんとした仕様書だったのかなと思うんですが、これでもまだしっかりした仕様書だったと言うんですか。

和田 営繕課長 先ほどの桜本委員の質問に対しまして、私の説明に不足があったかと思えますし、その点についてはやはり説明の仕方を変えればよかったなと思えますが、我々が外注に出す業務委託の仕様書につきましては、このような内容ですけれどもやってくれるかと。ただ、書いていない、書いてあるからで、その業務の内容に拘束されるわけではございません。先ほど来、いろいろ細かい専門用語を並べ立てて申しわけなかったのですが、業務の打ち合わせの中でやらなければならないことだけにつきましては、必要なことを協議をしながらやっているということですので、理解をしていただきたいと思います。

望月（清） 委員 課長はそういうふうにおっしゃるわけですが、これについて技監はどんなふうに思えますか。こんな程度でよかったのかと思っておりますか。

上田 県土整備部技監 今回、一番議論になっているのが、我々とする、議会にこういう契約でこの仕事はやらせていただきたいという提案をして、まず御了解いただくわけです。そして、このたび、こういうことで変更が生じてしまったということ

で、まずそこら辺の内容的なものを説明したかどうかということは、ちょっと私、まあ、説明したことがあったと思います。調査をどこまで詳細にやって、100%の設計書を仕上げ、請負委託契約、請負の工事を出してやるかどうかということで、私は特に建築の専門ではないですが、土木でもよくそのようなことはございます。

今回の調査も、このとおり打ち合わせも一生懸命しっかりやったものだと私は思っています。ただ、はいでみなければわからない部分までは、そのときに調査する必要があるか。そこまでしてやっても調査のお金や手間がかかる、それから議事堂は使っているという状況の中で判断したものだと思います。それで、結果的にあの金がふえてしまったということで、それは県民の皆様のお金ですので、大変申しわけないといえますか、もっと安くできればよかったと思いますが、そのときにそういうふうに判断をして、そうはいつでも、それは現場でやっていったときに様子をはっきりわかるという判断でございます。

桜本委員におしかりを受けましたけれども、結果的に同じだからいいじゃないかという意味ではなくて、最終的にはやはり安全で安心なものをしっかりつくる。これは設計の段階から考えていかなければならないことはもちろんです。同じ話になりますが、そのときに、この箇所をまくって利用を妨げて、そこまで調査をやればよかったのかもしれない。これは議論があるところとは思いますが、そのときにはそう判断して請負契約を私どものほうで提案させていただいて、御議論いただいた中で契約になったと思っています。

ただ、反省しますのは、そのときに今の調査はここまでしかやってありませんが、こういう考え方だったんですと。やってみて、もしもっとよければ減ることもありますし、ふやすようなこともあると思いますと、こういうお話をよく説明した中で提案させていただければと思っています。一度御議論していただく中で、我々の説明が不足したということであればそうだと思いますけれども、今回の話というのはそういうことで、これから我々が、例えば道路のトンネルなどをやっていっても同じようなことを含んでいるかなと思います。そこについては、よく説明する中でまた御議論いただくような格好をと思っています。以上です。

望月（清）委員　それでは、今後の県の発注事業、工事においてもこういうことは当然あり得るわけであって、今回は何の問題もないということですか。

上田県土整備部技監　済みません、私の言葉が足りなかったのかもしれませんが、問題ないということではなくて、もう少しよく説明しておくべきだったのかなと思っています。この問題は、今回は議事堂ということで、我々が文化財ということの中で、工事が設計の段階から、文化財として扱うかどうかとか、甲府市とのかかわりとか、いろいろなことが出てくる中である程度変化して行って、設計段階のときに設計の構造というものを考えたものだと思っています。

我々とすれば、これからは議会に対して契約案件を説明させていただくときに、ここまでの調査がしてあります、ここはこういうふうに考えましたという説明を丁寧にしていくことが大事かなと思った次第であります。今後も、公共施設、例えばトンネル等をやっていけば中がわからない部分もありまして、そこについてもきょうの議論を、今回の皆様の御意見も伺う中で、どの程度まで精度を上げていくかということでございますが、100%のものを変更ありませんよということは、なかなか将来的にもちょっとできないかなというふうに思っております。ただ、そういうことの説明は不足したかなと思っています。以上です。

望月（清）委員 新しく費用がかかるものが約3,600万ということでして、当然、必要なものは必要なんです。私は、それをどうのこうのじゃないんですが、やはり事前にある程度そういったものをきちんと予測するというか、実際につくったものがそれだけかかるのであれば、それを最初からきちんと設計をして、そういう仕事をしていくということでないか。県がそういうことがあり得るとか、文化財的な要素があるからとか。文化財的な要素があるということはわかっていながらやったことですから。だから途中で、設計段階で文化財になったんでしょう。ですから、これはもう文化財を改修ということは、当然わかっていることなんです。

ですから、そういう中で何が問題かということ、県の対応がきちんとできていたのかどうかということと、県の対応ができていたならば業者に問題があったのか。業者に問題がなかったら何でこういうことになったのか。どちらがどういう形の中で3,600万円の増額が出たのか。このところを明確にするならば、これは納得できる場所だと思いますがいかがですか。

和田宮繕課長 この業務は、設計事務所と県という立場で進めてきたものでございます。設計の打ち合わせを行いながら、そして県の監督員が設計の監督をするわけですが、そういう点を考えますと、監督の権限は内容の確認、それから指示、承認というふうなことでございますので、この設計書の最終的な責任は県にございます。ですので、相手がうそをついたりごまかしたりというような状態で隠ぺいするような部分がない限りは、県が責任を持って引き取ったものですから、この設計の内容については県のほうでしっかりやるべきだったと考えています。以上です。

望月（清）委員 やっぱりそういう問題がなければ、こんなに長くする必要はないですよ。それでも納得できる線であれば。なぜこれをやっているかということとはわかりませんか。課長、それはわかりますか。認識できますか。

和田宮繕課長 十分承知しております。以上です。

（休 憩）

望月（利）委員 私は前回発言させてもらった昭和3年の設計図書がないというところを、そのところでちょっと気になったことがありまして、議論が戻るようですが質問させていただきます。

話を整理しますと、公文書の管理というような形で、保存期間が満了した文書は、歴史的もしくは文化的な資料がある場合には、また、図書館等に移管するというので、文化財の登録を受けたのが工事を施工してからということなので、当時としてはそういう歴史的価値がなかったという部分で御答弁をいただきました。その後には調べたのですが、県庁舎議事堂新築工事要覧という昭和5年の資料が出てまいりまして、このことについては御承知かどうか。

和田宮繕課長 はい、私も承知をしてございます。その中には完成時の写真等が入っておりまして、確認をさせていただきました。

望月（利）委員 実はこの要覧の中に記載されているところで、工事請負者及び作業者というページがありまして、この中に建築工事何々何々と、業者名がずらっと16社

及び甲府市含めてあるんですが、こういうところに設計図書があるかどうかという打診というか、確認はされたのでしょうか。

和田宮繕課長 この建物は議事堂棟と、それから隣の旧館と、一緒にセットでつくられたものでございまして、当時の請負者の一番大きなところは清水組というところでもございました。現在の清水建設でございまして。資料部にその当時の資料がないかどうか確認をさせていただきましたけれども、その要覧にあるような内容と、それから、起工式をやっている写真とか、完成した写真だけをいただけたという状況です。以上です。

望月（利）委員 今、現清水建設さんのほうには問い合わせをしたということですが、それ以外のところへの問い合わせの実績はありますか。

和田宮繕課長 それ以外のところの確認はしていません。以上です。

望月（利）委員 一番のネックとなっている、大きな予算がかかってしまう部分というのは、もともとこの設計図書がないという部分が根本だと思います。一生懸命努力した結果こういう発注になって、我々議会も議決もしたりした部分であります。その前の段階で、我々もしっかりチェックしていけばよかったのかなと思います。今後発注がある場合、ありとあらゆる努力をして、こういうことがないようにしっかりチェックしていただければありがたいと思いますが、一言お願いします。

和田宮繕課長 全くおっしゃるとおりだと思います。これからやるもの、特に文化財というものに携わった場合でございまして。いろいろな図書館、あるいは博物館で保存されている資料、図面ばかりではございません。写真とかそういったものも探す中で、しっかりした設計をしていきたいと考えています。

桜本副委員長 変更理由の中で、施工段階でも同様の調査を行うためと、その調査費用という、ここが一つ問題になっているのですが、これは建築請負という中のどんな段階に、項目に入っているんですか。

和田宮繕課長 請負工事費の中では、共通仮設費というところで請負者がやるような費目として入ってございます。以上です。

桜本副委員長 それは、本来、共通仮設ということでありまして、建築会社が独自の中の、要するに設計の細かいところまでチェックしなければならないというものだと思うんですが、その設計事務所のやるべきものをここで肩がわりしているという内容なんですか。

和田宮繕課長 請負者がやる内容でございまして、設計者の肩がわりという考え方ではありません。設計がなされている内容を、請負者独自にその設計書の内容と一致しているかどうかを確認するための業務です。

桜本副委員長 それはどんな業種の場合でも、そういった中に組み込むんでしょうか。

和田宮繕課長 建築ばかりではなく、機械、電気、すべてに入ってございます。以上です。

桜本副委員長 いえ、そういうことではなくて、新築でも改築でもそういった項目はあるということですか。

和田営繕課長 新築の場合につきましては、これに該当する部分は敷地の確認、高低差の確認、周囲のいろいろな設備の取り合いの確認、そういったものがこういうことに該当すると思います。改修工事の場合につきましては、そのすべての内容について設計書のとおりの内容で現状があるかどうか確認させていただきます。以上です。

桜本副委員長 これは山梨県なりの特異性ですか、それとも全国でも設計事務所が100%見られない可能性があるのか、請け負った建築事務所はあらかじめ共通仮設の中でその分見ておいてくれるという山梨県方式なんですか。

和田営繕課長 これは全国共通でございます。以上です。

桜本副委員長 それを示した指針といったものがあるのでしょうか。今の課長の答弁を反映した内容のものです。

和田営繕課長 これにつきましては、予定価格を積み上げていく中に、積算基準というのがございまして、その積算基準の中で共通仮設等の内容が盛り込まれていくと考えてございます。以上です。

桜本副委員長 この中で、施工段階でも同様の調査を行うための調査費用ということが、これは断定的なんですよ。今の課長の説明では、共通仮設の中で安全性を考えるためにというような御答弁だったのですが、この変更理由には断定的に、施工段階でも同様の調査を行うための調査費用ということで、これは仮設、要するに建築会社の請負の項目の中にこういう言葉でなぜ載せないんですか。あるいは、共通仮設の段階でも、例えば適用として、施工段階でも例えば目視、計測、打診までとの設計になっているので、請け負った建築会社には、ここまでもう1回ちゃんとしてもらわなきゃ困りますよというようなことがうたってあるんですか。

和田営繕課長 請負会社との契約上の仕様書の中には、特記として、そのような調査をなさいということが表示されてございます。以上です。

桜本副委員長 もし出していただけるのであれば、確認させていただけますか。

和田営繕課長 提出をさせていただきます。

(休憩)

和田営繕課長 お配りいたしました資料の左側の下の部分を見ていただきたいと思います。その他というところがございますが、法令の適用、建築基準法第3条の適用の県指定有形文化財のため建築基準法及び施行令、バリアフリー法等の建築法関連法規の適用枠というふうなこと、その下に建物の建物履歴というところがあります。昭和3年創建後、建物利用状況による段階ごとの改修履歴、創建当初及び改修履歴に関する完全な設計図書はなし。以上により設計図は現地調査による目視及びメートル単位で寸法可能な範囲での復元図をもととしているた

め、非破壊では調査不可能な床下や屋根裏、新たなピットを構成する地下床面以深の基礎、地中ばり、足場なしでは検討不可能な高所等の既存表記は想定によるものとする。よって、施工計画立案及び施工計画書作成に際しては現地を詳細に調査した上で工法検証を行うものとし、上記計画工程による使用期間、条件等を勘案しながら施工計画工程を組むことというふうなことで、これが請負契約の設計図書の中に添付されています。以上です。

桜本副委員長　これはその他の留意事項ということであって、じゃあ例えば、設計事務所のほうは建築会社の共通仮設費っていう項目の中で、この部分を幾らで出しているんですか。

和田営繕課長　共通仮設費につきまして、請負契約の積算の内容でございますが、仮設工事につきましては、2,625万7,000円余になってございます。足場は工事と共通になってございます。

足場の仮設費につきまして、ちょっと済みません。外部足場につきましては、1,099万円、それから屋根に関する足場につきましては299万円が計上されています。以上です。

桜本副委員長　ということは、ここで変更理由の御指摘の調査費用の二重計上となるということは、この足場関係の1,400万余りのことを言っているわけでしょうか。

和田営繕課長　この工事の足場関係につきましては、工事期間中の損料になっておりますので、この約14カ月の期間に使われる期間と、それから設計の時点で調査する場合につきましては、期間がこれほど長くございませんので、同じ足場の単価でも金額的には安くなるというふうには考えてございます。その金額がこの部分のところとダブるというふうなことでございます。以上です。

桜本副委員長　設計事務所の費用として、午前中の答えでは、結局、成果品として図面が何枚ということによって金額はあらわされるというようなことをおっしゃったと思うんですが、では、その中で施工期間中に始まった、足場を組んでから再度図面に残したというものは何枚あるんでしょうか。

和田営繕課長　今回の委託の設計費の内訳につきましては、足場を掛けて調査をするという部分は積算されてございませんので、入ってございません。

それから、委託の図面の関係ですが、現状調査をして成果品としておさめた枚数につきましては、61枚になってございます。以上です。

桜本副委員長　それでは、端的にお聞きしますが、この調査費用の二重計上というのは幾らのことを言っているんですか。それで、幾らで、どこの足場が先ほど、合計すると2,400万で、期間が長ければその分単価が安くなるというお答えなんですが、どういう見通しを立てたんでしょうか。

和田営繕課長　先ほどの説明の内容につきまして、屋根の足場と壁の足場と両方の価格を御説明させていただきましたけれども、調査の段階では外壁のタイル、あるいはモルタル、そういうところの調査に要する足場として考えまして計算をいたしました。これにつきましては、人夫賃、外壁の調査を行うために足場代が500万ほど、それから、たたいて確認を行うための人夫賃が100万円というふうな試算でございまして、合計すると600万ほどかかるのではないかと

ふうに試算いたしました。以上です。

桜本副委員長 何か話がだんだん窮するような格好になってきているかと思うんですが、それでは、設計とかその費用を初め高く取っておかないで、建築が始まってからの共通仮設でたくさん持っておいたほうが、精度の高い設計ができるということですか。それはどの辺の割合で見えるわけですか。

和田営繕課長 工事の工程によって足場は必要になるものでございまして、請負工事が掛ける足場につきましては、設計をするための足場ではございません。あくまでも外壁の工事をやる、あるいは屋上へのぼるための足場というふうなことでございまして、その工事期間中も足場が必要になるということで計上しているというものですから、設計とは違います。以上です。

桜本副委員長 今のお話でありますと、共通仮設の中にそもそも入れるべきものではないということですよ。それは、別段違う意味じゃないですか。ここはただ単に、その他ということで建設を請け負った業者のほうはその辺のことを留意してくれっていう、その他の注意事項っていうことじゃないですか。共通仮設のほうに無理やり押し込むような話ではないと思いますが。

和田営繕課長 無理やりに押し込んでいるわけではございません。足場に関しましては、積算体系の中でそういうふうな扱いをする。それから、こちらにお示しいたしました、この設計の概略書は契約図書となってございまして、ここに表記された内容は請負者としてはやらなければならないことになります。以上です。

(休憩)

武川委員 この議事堂の設計問題につきましては、先週から週をまたいで審議を行ってきたところであります。委員の皆様もそれぞれ熱心な質問、あるいは指摘もしてきたわけでございますが、執行部にはその辺の認識と見解に若干質問者とすれ違いが多かったために、ここまで来ただろうというふうに思います。

何の仕事でもそうでしょうけれども、行政が設計や工事発注するときには、限られた財源をいかに効率的に効果よく使っていくかということで、できるだけ意を用いていくということが、今、特に求められているわけでございます。今回の問題につきましては、場所が議事堂という、今よく二元代表制という言葉が出てきますが、執行部と議会。その一方の議会の建物の改修という、議会が今、限られた財源をいかに県民のために効率よく効果的に使っていくかという場所でございますから、そういう意味ではまさに象徴的な場所であり、象徴的な事業であったということも一つ。そしてまた、審議の中でもいろいろと話が出ておりますように、県の文化財であるということ。それから、建設が昭和3年までさかのぼること等々の中で、委員もそれぞれ一生懸命質問をし、一生懸命指摘をしてきたわけですが、執行部との答弁がかみあわないということで私は非常に遺憾に思っております。

先ほどから申し上げているように、この時代、執行部が努めなければならないことは、私はいつも申し上げていますが、最大限知恵を絞るという言葉をよく使いますが、ぞうきを絞るということに例えると、まさに布がちぎれるぐらい知恵を絞らなければならない。そういう状況が今、求められている。その意味においては、執行部がこの設計委託をするときに、先ほど申し上げたような点を踏まえた中で、もっと適切に、適正に、そして詳細に設計業者にそ

の辺のところを要求しながら発注をしていけば、今回のような追加契約が生じないような状況もあったんじゃないかというところが大きな問題です。

ですから、発注者側ももっと意を持って対応しなければならないところが対応していない。そしてその設計委託を受けた業者にしても、与えられた中で仕事をする。与えられた金額で与えられた当面の仕事をしましたと言っても、象徴的な場所、そして貴重な文化財といったことを考えて、そしてさらに今の財政的なことを考えれば、金額は受けた金額で結構ですが、よりいい設計図書を完成させるためには、やっぱりもっと努力してもいい部分も設計業者にもあったわけです。ですから、私に言わせれば、発注するほうも発注するほう、それからその設計業務を受注する側も受注する側というような部分もあるのかなと思います。

先週から私ども委員会の思いがなかなか執行部に受け入れられていないような状況もあってここまで来たわけですが、私が今、いろいろ申し上げたことを踏まえて、見解をお聞きしたいのですがどうですか。

酒谷県土整備部長 今回の委員会の議論におきましては、執行部のほうから適切な回答ができなかったことに対しまして、また、委員会の議事が非常に滞ったことに対しておわび申し上げます。また、県土整備部、日ごろ事業を重点化しておりますし、コスト縮減ということをやっております。そういう意味で職員一同、効果的な事業執行に取り組んでいるところでありますが、まだ不十分だというふうなことであります。その点についても、これからも十分注意をして事業執行に当たっていきたいと思いますので、どうぞこれからも御指導よろしく願いいたします。

今回の県議会議事堂の設計におきましては、通常の改修建築物と同等の扱いとして設計業務を委託したところでございます。本委員会におきましても十分な調査が不足していたために、設計、積算と実際の工事内容に差異があるという点が多くあるという御指摘をいただいたところでございます。設計工事を発注担当する、監督する立場にある県土整備部といたしましては、貴重な税金を使い、また、県指定の有形文化財として価値のあるこの県議会議事堂を工事するに当たりまして、今回の委員会での議論を通じまして、もっと詳細な設計、積算ができなかったかなど、配慮が足りなかったことに対しまして責任を感じているところでございます。また、設計業務委託を受けた設計会社についても、十分に県として指導をしていくところでございます。

今後、このような貴重な建築物等におきましては、その文化的価値を十分踏まえ、設計工事を発注、監督していくところでありますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

動議

望月（清）委員 ただいま可決すべきものとした第111号議案について、委員会として附帯決議を付すことを要望いたします。

白壁委員長

ただいま可決すべきものと決した第111号議案について、望月委員から附帯決議を付すべきとの動議が提出されました。よって、本動議をただちに議題といたします。

お諮りいたします。第111号議案について、附帯決議を付することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

白壁委員長 起立多数であります。よって、第111号議案に附帯決議を付することは可決されました。

それでは、附帯決議案検討のため、暫時休憩いたします。

(休憩) (事務局で附帯決議案を朗読)

白壁委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
事務局に決議案を朗読いたさせます。

(事務局で附帯決議案を朗読)

意見 (「起立採決」と呼ぶ者あり)

採決 起立多数で附帯決議を原案のとおり付すことに決定した。

※第118号 県道の路線の変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

(自転車道路について)

仁ノ平委員 時間が押していますが、ここで聞いておくことに意味があると思うことですので、質問させていただきます。

1点目は、甲府の甲府工業高校前と平和通りの裁判所前に1年半ほど前に、県内で初めてかと思いますが、自転車道路というものが設置されました。歩道を半分に分けて、歩行者の歩くところと自転車道の分離が行われました。それが供用開始になって約1年半たつわけですが、その評価についてお伺いいたします。

丸山道路管理課長 自転車道につきましては、平成19年に自転車通行環境に関するモデル地区事業として、国土交通省と警察庁が指定した区域でございます。本県では丸の内と甲府工業高校前の朝日地区周辺という2カ所でやっております。平成22年3月に平和通り、平成22年4月に甲府工業高校前の、それぞれ470メートルと600メートル、管理者は県、それから国土交通省、甲府市とあります。その評価でございますが、開通から1年半たちまして、当初は慣れないために歩行者のところを自転車が走ったり、自転車のところを歩行者が歩いたりということで、若干否定的な意見もありました。しかし、今年度、国土交通

省でアンケート調査いたしました結果は、自転車が走りやすい、それから歩行者も安心して歩けるということで、評価が開通直後に行ったアンケート調査に比べまして、2割ほど満足度が上がっているという状況でございます。

仁ノ平委員

その評価をお伺いいたしましたのは、1年6カ月前、この2つの道路が整備されたときに、私は当時の課長に、これは大変いい試みであると、ぜひふやしてくださいと申し上げました。そうしたところ、まあ、少し様子を見て、その評価を見て考えましょうということを当時の課長がおっしゃってくださいました。

それが1つの理由と、最近、全国的に自転車事故が急増していて、社会問題化しております。その2つの点から今回その評価を伺ったわけですが、それを受けて私の願うところは、さらにほかの場所にもあつた自転車道路ができれば安全が確保されているということなんですが、今後の自転車道の整備についてお伺いいたします。

丸山道路管理課長

今、委員に御指摘いただきましたとおり、最近、自転車道、それから自転車と歩行者の関係を巡る話題が新聞等で報道されているわけですが、これは10月25日に警察庁の交通局長名で通知が出されまして、今、3メートル以内の自転車と歩行者が走っているところについては、基本的に自転車を車道に出そうと、そんな動きがあります。県でも先月、その通知に基づく、山梨県、それから山梨県警察本部、国土交通省、甲府市で、今後どういう対応をしていくかということで1回目の打ち合わせをしたところでございます。新たに車道に自転車レーン、青く色を塗って自転車が通行するところを整備するとか、そういうことも含めて今後検討していこうということで、1回目が終わったところでございます。

モデル地区で公表した地区につきましては、例えば平和通りですと、甲府駅前まで自転車道を整備しましょうということを公表してございます。現在進めております甲府駅南口修景計画の中で、平和通りの再整備も検討している状況でございますので、その中でも自転車道の整備について具体的な検討を進めてまいる予定でございます。

これまでに公表しておりますほかの地域につきましても、市で進めております街路事業の整備でありますとか、国が進めております国道52号の上石田バイパスとか、そういう中で今後具体的な検討を進めてまいる予定と聞いております。以上でございます。

仁ノ平委員

ぜひ積極的な取り組みをお願いして、次の話題に行きます。
(雁坂トンネルについて)

2点目ですが、雁坂トンネルへの県からの無利子貸付ということで御説明いただきました。1つだけ伺っておきます。こういう方法での支援ということで、妥当な方法かなと思っているんですが、1点確認しておきたいのは、いろいろな経営の算定の根拠となっている今後の収入、イコール交通量の今後の推移の計算ですが、その妥当性、確かさというものをいささか危惧するものであります。

というのは、清里有料にしても、道路に限らず県の施設にしても、このような見直しがされるときは必ず、試算が間違っていましたという説明をこれまで何度か伺っているものですから、収入イコール交通量の、車両通行の算定の確かさについてのみ確認しておきます。お願いします。

大久保道路整備課長 第3回の経営検討委員会が11月21日にございまして、そのときに雁坂トンネルの今後の交通量の推計について提出をさせていただきました。その推計のもとになるものについては、国交省が平成20年に推定したデータをもとに、この雁坂トンネルが今後、平成39年度までの供用、あと4月が少しありまして、最終的には平成40年の4月でございますけれども、39年までに国の予想ではマイナス6%で、雁坂トンネルのほうはマイナス7%ということで予想をしております。

それはまず国の推計がベースでございます。それに加えて、今後、圏央道が、平成25年度には中央道と東名間が連結されるということです。こういったことも加味しまして、1%少ないマイナス7%という数字を設定いたしております。

それは平成21年に推計しておりまして、それを平成22年の推定値と実績を比較してみますと、平成22年の見直し計画では43万4,000台を推計いたしました。それに対しまして実績ですが、44万2,000台ということで、逆に約2%ふえています。それから、平成23年度は途中でありますが、今年度は42万2,000台ということで、これは見直している。これに対しまして、現在の4月から11月までの数字をもとに来年の3月末までを予想したところ、43万3,000台。現時点ではそのシミュレーションよりも二、三%プラスという状況です。以上です。

(峡東地域の建設業者の指名停止期間の短縮について)

仁ノ平委員

その交通量が推測のとおりということをお願いしておりますが、最後に、峡東地区の建設業者の指名停止期間の短縮の問題について伺いたします。部長、そして知事の重い決断があったわけですが、もう短縮が決定してしまいましたので、今さらという感があるかもしれませんが、この措置要領の変更は見直すということはないわけですし、今後も本県の談合防止という点についてもぜひ、今さらと思わずに質問を受けていただければありがたいと思います。今後を考える意味においても、これまでのことをしっかり把握しておくことは大事なことで私は思っております。

1点目は、指名停止をしたのはことしの4月のことであります。一部、本会議での質問と知事が記者会見で述べられていることと重なりますが、それはお許しください。ことし4月の段階では、地域経済にどの程度の影響があると予想されていたのか、まず伺いたいと思います。

秋山県土整備総務課長 4月27日に峡東地域の36業者を指名停止いたしました。この36業者というのは、峡東地域の中でも非常に規模の大きい建設業者であります。したがって、指名停止の措置によりまして対象業者はもちろんでございますが、下請会社、それから資材関係の取引業者といった関連業者も含めまして経営が悪化するなど、地域経済や雇用に大きな影響を与える恐れがあるというふうに考えていました。これは県ばかりではなくて、県中小企業団体中央会など経済団体やJ A山梨中央会、連合山梨などからも同様な指摘をいただきました。それだからこそ、その指名停止措置による影響について注意深く見守っていく必要があるということで、産業労働部とも連携いたしまして、そういった業者の動向、それから離職者の発生や新規求人数の減少などの雇用の状況、それから地域の景気の動向について毎月調査を行って注意深く観察してきたところでございます。以上です。

仁ノ平委員

ということは、指名停止の段階で懸念はされていたということですね。そ

れで、今後それを注視していきたいと知事も記者会見でおっしゃっていたかと思いますが、今回の調査がありました。調査結果によりますと、極めて危機的な状況にあるのは4社と発表されたと記憶されております。4月の指名停止を決めた段階では、倒産や廃業はどの程度だろうと予想されていたのでしょうか。ちょっと1問目と重なりますが、もう少し詳しく、どのような予想をされていたか伺います。

秋山県土整備総務課長 特に何社がということではございませんが、対象業者36社、直近の決算期でもって売上が36社合計で197億円という規模です。それに対して県工事の売上が5割以上、6割近くを占めるという状況がありますので、会社経営に相当大きな影響があるというふうに考えていました。それだからこそ、また産業労働部とも連携しまして、金融機関に対しまして必要な資金繰等の融資等についてもお願いをしたところでございます。以上です。

仁ノ平委員 次の質問ですが、今回の短縮の理由の1つに、冬の間の除雪ということが挙げられているわけですが、1年間指名停止をすれば除雪が必要な時期が来るというのは当然予想されることです。指名停止をした時点では、除雪についてはどのように考えられていたのでしょうか。

内田技術管理課長 指名停止は4月にしたわけですが、除雪というのは当然冬期になります。除雪につきましては、対象路線を幾つかの区間に分けまして、除雪の能力のある会社、重機とかオペレーターを持っている会社に分担をして、県で随契をしてやっております。指名停止措置要領では、指名停止中の業者の随契は原則的に認めてはいないのですが、ただし書きがございまして、やむを得ない事由があり、あらかじめ県土整備部長の承認を受けたときは随意契約が可能としております。

災害時もそうですが、除雪等、緊急の必要性により迅速な対応が必要ということで、このただし書きに該当するというので、指名停止の対象業者についても、雪が降った場合、その区間については随意契約でやるという体制で臨むということで対応しておりました。

仁ノ平委員 では、確認ですが、指名停止を早期に解除しなくても、除雪については随契によって指名停止中の業者ともできるってということですか。

内田技術管理課長 指名停止中でも随契ではできます。ただ、先ほど委員から話がありました、年末に4社、それからいろいろな危険な状況と、その他年度明けに相当数の会社の非常に危機的状況というのは調査で判明しました。そうしますと、既に1社が廃業、1社が自己破産の申請中という状況で、実際に除雪をやってもらう業者の数がどんどん減っていくわけです。結局、そうすると除雪ができないという状況は生まれてくるということでございます。

仁ノ平委員 今回の件はわかりました。

さて、この措置要領なんですけど、全国知事会の決定に基づいて、本県でもそのレベルの厳しい措置要領を採用したということですが、公共事業に頼る本県の業者が多い中で、当然、この措置要領を採用すれば極めて厳しい状況になるということは予想されたと思います。県によっては17県でしたか、この措置要領よりももう少し甘いところもあったわけですが、なぜ本県では知事会の決定どおり要綱を制定したのか伺いたいと思います。

内田技術管理課長 国並びに都道府県や市町村は、中央公契連というところの指名停止要綱に従っております。知事会のほうは18年に、よその県ですけれども、知事のいろいろな調達にかかわる不祥事が相次いだことで、18年の12月に知事会で公共調達の改革に関する指針ということで入札談合の防止とか、いろいろな一般競争の拡大、総合評価の拡大といったような内容の指針を決めました。それを受けて本県でも、既に一般競争とか総合評価とか、いろいろな導入は始めていたのですが、知事会の意をくんで、19年3月に山梨県公共調達改革プログラムというものを定めまして、より公正な競争の推進、それから透明性の確保を図るということに取り組みを決めました。そして、19年の4月に指名停止措置要領を改正しまして、談合防止、独占禁止法違反に係る部分についてのペナルティーを強化したということで、山梨県と同じ12カ月以上としているところは30府県、それから3から幾つという幅で、12カ月以上になっているところもそれプラス7つございます。さらに、そういう中で、12カ月以上24カ月という決めてなくても、県によっては、県の発注工事であれば12カ月とか、そういう決め方をしておりますので、かなりの県が知事会の指示に従った内容で改革しているというのが現状でございます。

仁ノ平委員 ともあれ、本県は他県30県と同じように、厳しい知事会での決定に沿った措置要領を持っている。ただし、今回の早期の解除によって、この措置要領は随分揺らいでしまったなというのが私の率直な感想です。知事は本会議でも、今後は談合はあってはならないことだけれども、この措置要領により、その中に重大なる経済への影響が見られたときは、この措置要領に沿って処分を決め、経済状況の悪化によってはまた早期ってということも考えていくんだというように答弁をされました。そのたびに調査すると、今回は厳しいのか、これは厳しくないのか、非常に判断が難しいわけです。よそで起こってはいけませんが、峡東のときは7カ月で終わってしまって、今度よそで起こったときに、これはあのときに比べて厳しいんだ、甘いんだっていう判断はものすごく難しいと思います。そうした意味で、この措置要領の中に、そのときの経済状況に応じてまた早期になることも考えるとありますが、随分この制度が揺らいでしまったと心配をしています。

その上で、本会議でも知事から再発防止策について御答弁ありましたが、伺っていて新しいものはないし、これまでのことを繰り返しお話しされていると思います。措置要領も抑止策だと思うんですが、措置要領のほかにもいろいろな再発防止策があると思います。今後の再発防止ということが、措置要領も含めてきちんと行われるために、さらに突っ込んだお考えを伺いたいのですがいかがでしょうか。

秋山県土整備総務課長 公正取引委員会の排除措置命令が出たことを受けまして、当然、協会に対する指導でありますとか、それから、受注調整があったとされます総合評価落札方式についての審査を厳重にするというような、すぐできる対応はしてまいりました。今後につきましては、入札監視委員会の御意見を伺いながら検討していくということでございますが、現在、入札監視委員会のほうで、競争性を高めることが談合防止につながっていくという考え方から、大きく2点議論されています。

1つは、現在、一般競争入札において応札者数、入札に参加する企業の数がちよっと減少傾向にあるということを心配しています。それからもう1点が、地域要件ということで、入札参加資格に地域要件というものがございまして、こ

これは例えば土木一式工事につきましては、8,000万円未満の予定価格の工事につきましては、その工事場所の地域の業者しか入札に参加できないという地域要件がございます。そういった地域要件が競争性を阻害しているのではないかという議論がされています。

このため、引き続き委員会におきまして、1つは応札者数が少なくなっている要因を分析しまして、例えばですけれども、入札に参加できる企業の施工実績といったものの緩和を行って、入札に参加しやすくできるような工夫をしていくということ。それから、もう1点、地域要件につきましては、昨年の10月に1億円から8,000万円に引き下げたところではありますが、1つは、地域の建設業者の育成という課題もあります。災害対応とか、先ほどの除雪等、そういうものを担う能力を持っている地元業者を確保していくという面もございまして、そういったところと、それから競争性の確保というものを総合的に勘案しながら、地域要件のあり方について引き続き検討していくこととなっています。以上でございます。

仁ノ平委員

最後に部長からお話しただければありがたいのですが、今回のことをきっかけに、さらに談合は許さないんだと、談合はいけないんだということを、我々も含めてかみしめるのが大事ではないかなと思っております。

それと、そうでありながら、残念ながら、この措置要領がちょっと揺らいでしまったかなということも私は心配しております。

そして、先ほど別の件で附帯決議が採択されましたが、その中に注視、注目して見ていくということと、県民の血税を大事にという言葉が盛られております。それはまさに私が先ほどから申している談合問題にも共通することで、我々は注視していかなければいけないし、血税だということを見失ってはいけないと思います。

そういう観点から一連のやりとりをお聞きになって、指名停止を早期に切り上げられてしまったということも含め、談合防止ということで部長からお話しただければありがたいと存じます。

酒谷県土整備部長 私としても談合につきましては、絶対あってはならないと思っておりまして、これを防止するためにこれまでも県として十分対応したところでもあります。しかしながら、このようなことが起こりまして、指名停止措置要領によって処分をしたところでもありますけれども、これは指名停止措置要領の中の情状酌量ということで7カ月にしたわけでもあります。その中においてはいろいろと県の経済状況だとか、雇用の状況だとか、そういうことを勘案したものであります。

今後、このようなことが起こった場合には、同じように指名停止措置要領にのっとって厳粛に処分をしていこうと思っておりますし、この制度については別に何ら問題があるものだとも思っておりません。

我々は公共事業を執行しているわけでありまして、当然、県民から十分注視をされていると思います。また、貴重な税金でありますので、それについては重点的に、あるいは本当に効率的に使っていかなければいけない、コスト意識を持って使っていかなければいけないと思っておりますので、十分注意しながら事業を執行していこうと思っております。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
- ・ 11月25日に実施した県内調査については、議長あてに報告書を提出した

ことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 白壁 賢一